

緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた被相続人（申立人らが相続）について、南相馬市原町区で生まれ育ち、原発事故当時の居住期間が90年を超えていたこと、地域社会等との関わり合い、自宅に帰還することなく逝去したこと等を考慮して、生活基盤変容による精神的損害及びその増額分として、合計70万円（中間指針第五次追補の定める目安額50万円を20万円増額）の賠償が認められるなどした事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和○年（東）第○号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3及び同X4（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 表明及び保証

申立人らは、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

- （1）亡A（以下「被相続人」という。）が平成23年9月○日に死亡し、申立人らが、亡Aの被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと
- （2）申立人らの知る限り、申立人らが、被相続人の全相続人であること

2 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

記

被相続人について

- （1） 損害項目：日常生活阻害慰謝料（第五次追補第2の4 指針I）①による増額分）

期 間：自 平成23年3月11日 至 23年9月30日

- （2） 損害項目：生活基盤変容による精神的損害（第五次追補第2の2）

- （3） 損害項目：生活基盤変容による精神的損害（第五次追補第2の2）の増額

- （4） 損害項目：入院慰謝料

期 間：自 平成23年4月16日 至 23年9月30日

- （5） 損害項目：死亡慰謝料、逸失利益、葬儀費用

3 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項の損害項目及び期間について、申立人らに下記内訳に係る金572万4626円の損害が生じたことを認める。

（内訳）

被相続人について

- （1） 損害項目：日常生活阻害慰謝料（第五次追補第2の4 指針I）①に

による増額分)	3 万円
(2) 損害項目：生活基盤変容による精神的損害（第五次追補第2の2）	5 0 万円
(3) 損害項目：生活基盤変容による精神的損害（第五次追補第2の2）の増額	2 0 万円
(4) 損害項目：入院慰謝料	5 6 万 4 4 8 0 円
(5) 損害項目：死亡慰謝料、逸失利益、葬儀費用	4 4 3 万 1 4 6 円

4 支払方法

(省略)

5 清算

申立人らと被申立人は、第2項記載の損害項目（ただし、同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金について、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和6年4月30日

(仲介委員長 島戸 順子、仲介委員 友納 治夫、同 藤原 靖夫)